

業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、ソシオエステティック提供業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- ・ 〇〇〇〇に入院または入所されている方に対するソシオエステティックの提供業務

第2条 第2条 本件業務の受発注は、甲が乙に対し実施日時、対象者および人数、実施場所等を通知し、乙がこれを承諾する旨の通知することによって成立する。

2. 甲は乙に対し、本件業務の対象者の体質（治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無）および体調を事前に知らせるものとする。本件業務の対象者の体調・体質により、乙は甲と協議の上で、本件業務の内容を変更・調整または中止することがある。

3. 甲は本件業務の対象者に対し、本件業務の実施中に体調を崩したり、ケア箇所に異常が生じたりした場合は、直ちに甲または乙にその旨を申し出るように伝える義務を負う。

甲または乙は、本件業務の対象者から申し出があった場合は直ちに本件業務を中断し、甲と乙による本件業務の継続の可否についての協議を行い、甲がその責により最終的な決定をするものとする。

第3条 甲は、乙に対してソシオエステティシャン1人当たり〇〇分〇〇〇〇円（消費税込）を支払うものとする。なお、提供時間を延長する場合は、〇〇分毎に〇〇〇〇円（消費税込）を加算して支払うものとする。

2. 甲または対象者の都合により本件業務が実施できなかった場合、甲は乙に対して当該受発注における予定利用料の全額を支払うものとする。

3. 本契約が解除その他の事由により途中で終了したときは、甲は乙に対して、終了までになされた履行割合に応じた額を支払うものとする。

第4条 乙は毎月、月末に締め切った上で集計して請求書を発行し、甲は請求日から30日以内に乙の指定した銀行口座への振込により乙に支払うものとする。

なお、銀行口座への振込手数料は甲の負担とする。

第5条 甲および乙は、本件業務遂行などに関連して知り得た相互の技術上または営業上その他業務上の情報を機密として扱うものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。

第6条 乙は、本業務を行うために必要があるときは、乙の裁量により、乙の代わりに第三者に本業務の全部または一部を再委託することができる。なお、乙は再委託の条件として、本契約における全ての乙の義務および同意事項を委託先にも遵守させる義務を負う。

第7条 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第8条 本契約に違反し、相手方に損害を負わせた当事者は、当該違反に関連する受発注の委託料を上限として、当該違反に起因して発生した損害を賠償しなければならない。

第9条 本契約の有効期間は、契約締結日から起算し1年間とする。

ただし、期間満了の30日前までに甲または乙から解約の申し出がない場合、同一の内容で自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする

2. 第5条、第7条、第10条の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。

第10条 本契約に規定なき事項または契約上の疑義については、甲乙間で誠意を持って協議、解決するものとする。

2. 本契約に関する一切の紛争は、乙の指定する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲

住　所

会社名

代表者名

印

乙

住　所

会社名

代表者名

印